

別紙 2

番号	501,502,503
特定事業の名称	外国人研究者受入れ促進事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項及び第3項、第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2
特例を講ずべき法令等の現行規定	出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)は、外国人が我が国で行うことが認められる活動類型ごとに在留資格を定め、外国人がそれらの在留資格のいずれかをもちて入国・在留することとし、在留活動を変更しようとする場合には、法務大臣から在留資格の変更許可を受ける必要がある(入管法第20条)。また、各在留資格(外交、公用及び永住者の在留資格を除く。)には、3年を超えない範囲で在留期間が定められており(入管法第2条の2第3項)、外国人が現に付与されている在留期間を超えて本邦に在留する場合には、法務大臣から在留期間の更新許可(入管法第21条)を受ける必要がある。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次の各号のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定研究活動若しくは特定研究事業活動を行うものとして、又は特定家族滞在活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該特定研究等活動又は当該特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。</p> <p>(1) 当該特区内に特定の分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれ、又は当該施設の周辺におけるこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>(2) 本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する施設において特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動を行う外国人が併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことにより、当該特区において、当該特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2. 上記1. の認定を申請する地方公共団体は、特定研究等活動に係る上記1. の機関及びその施設を特定しなければならない。</p> <p>3. 外国人が上記1. の証明書を提出して上陸の申請をした場合には、入管法第7条第1項に規定する上陸のための条件は、同項第1号、第2号及び第4号に掲げるものとする。この場合において、同項第2号の規定の適用については、当該申請に係る特定研究等活動又は特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものとみなす。</p> <p>4. 上記3. の外国人について特定活動の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法第2条の2第3項の規定にかかわらず、5年以内の期間(特定研究等活動を行う外国人研究者に係る在留期間を一律5年とし、当該外国人研究者の家族である特定家族滞在活動を行う外国人に係る在留期間は、扶養者である外国人研究者の在留期間を踏まえて5年以内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間)とする。</p> <p>5. 次の各号に掲げる外国人についてその在留資格に係る当該各号に規定する許可をする場合における当該在留資格に伴う在留期間は、上記4. と同様とする。</p> <p>(1) 教授の在留資格又は研究の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定研究等活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可</p> <p>(2) 入管法別表第1又は入管法別表第2の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定家族滞在活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可</p> <p>(3) 特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって当該指定された特定研究等活動以外の特定研究等活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更の許可</p>

	(4) 特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等活動又は特定家族滞在活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって入管法第21条第1項の規定により在留期間の更新を受けようとするもの 同条第3項の規定による在留期間更新の許可 (5) 特定研究等活動を行う者の子として本邦で出生した外国人であって特定家族滞在活動を行うものとして入管法第22条の2第2項の規定により在留資格を取得しようとするもの 同条第3項において準用する入管法第20条第3項の規定による特定活動の在留資格の取得の許可
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令319号)の一部を改正する法律案を第164回国会に提出しており、法案が成立した場合には、公布の日から6か月後に全国展開されます。

番号	507
特定事業の名称	外国人情報処理技術者受入れ促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)は、外国人が我が国で行うことが認められる活動類型ごとに在留資格を定め、外国人がそれらの在留資格のいずれかをもって入国・在留することとしており、在留活動を変更しようとする場合には、法務大臣から在留資格の変更許可を受ける必要がある(入管法第20条)。また、各在留資格(外交、公用及び永住者の在留資格を除く。)には、3年を超えない範囲で在留期間が定められており(入管法第2条の2第3項)、外国人が現に付与されている在留期間を超えて本邦に在留する場合には、法務大臣から在留期間の更新許可(入管法第21条)を受ける必要がある。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次の各号のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定情報処理活動(本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する事業所(当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあっては、当該他の機関の当該特区内に所在する事業所)において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理(情報処理の促進に関する法律第2条第1項に規定する情報処理をいう。以下同じ。)に係る業務に従事する活動であって、情報処理に関する産業(以下「情報処理産業」という。)に与える影響その他の事情を勘案して法務省令()で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は特定情報処理家族滞在活動(特定情報処理活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動をいう。以下同じ。)を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該特定情報処理活動又は当該特定情報処理家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。</p> <p>(1) 当該特区内に情報処理産業に属する事業を行う相当数の事業所及び当該事業の業務に必要な自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識について実践的な教育又は研究を行う大学、高等専門学校、専修学校、研修施設又は研究施設が所在し、かつ、これらのものの相互間の連携により当該特区内における情報処理産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>(2) 当該特区内に所在する事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を有する外国人が当該技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動を行うことにより、当該特区内における情報処理産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2. 上記1. の認定を申請する地方公共団体は、特定情報処理活動に係る上記1. の事業所を特定しなければならない。</p> <p>3. 外国人が上記1. の証明書を提出して上陸の申請をした場合には、入管法第7条第1項に規定する上陸のための条件は、同項第1号、第2号及び第4号に掲げるものとする。この場合において、同項第2号の適用については、当該申請に係る特定情報処理活動又は特定情報処理家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。</p> <p>4. 上記3. の外国人について特定活動の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法第2条の2第3項の規定にかかわらず、5年以内の期間(特定情報処理活動を行う外国人に係る在留期間を一律5年とし、当該外国人の家族である特定情報処理家族滞在活動を行う外国人に係る在留期間は、扶養者である特定情報処理活動を行う外国人の在留期間を踏まえて5年以内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間)とする。</p>

	<p>5. 次の各号に掲げる外国人についてはその在留資格に係る当該各号に規定する許可をする場合における当該在留資格に伴う在留期間は、上記4.と同様とする。</p> <p>(1)教授の在留資格又は研究、教育、技術、人文知識・国際業務若しくは企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定情報処理活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可</p> <p>(2)入管法別表第1又は入管法別表第2の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定情報処理家族滞在活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可</p> <p>(3)特定活動の在留資格に係る活動として特定情報処理活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって当該指定された特定情報処理活動以外の特定情報処理活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更の許可</p> <p>(4)特定活動の在留資格に係る活動として特定情報処理活動又は特定情報処理家族滞在活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって入管法第21条第1項の規定により在留期間の更新を受けようとするもの 同条第3項の規定による在留期間更新の許可</p> <p>(5)特定情報処理活動を行う者の子として本邦で出生した外国人であって特定情報処理家族滞在活動を行うものとして入管法第22条の2第2項の規定により在留資格を取得しようとするもの 同条第3項において準用する入管法第20条第3項の規定による特定活動の在留資格の取得の許可</p> <p>法務省関係構造改革特別区域法施行規則 第4条</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令319号)の一部を改正する法律案を第164回国会に提出しており、法案が成立した場合には、公布の日から6か月後に全国展開されます。

番号	707
特定事業の名称	特定農業者による濁酒の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者(以下この表において「特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、酒税法第3条第19号(その他の用語の定義)に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したものに限り。以下この表において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品()を原料として発酵させたもので、こさないものに限り。この表において「濁酒」という。)を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者(内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた農業者による濁酒の製造事業の実施主体である者に限り。以下この表において「認定計画特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、同法第3条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許を申請した場合には、同法第7条第2項(最低製造数量基準)及び第12条第4号(酒類の製造免許の取消)の規定は、適用しない。 2. 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法第28条第1項に規定する濁酒に限る旨の条件を附することができる。 3. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合又は濁酒の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合には、税務署長は、濁酒の製造免許を取り消すことができる。 財務省令で定める物品とは、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

*この特例措置については、平成18年5月1日から適用され、それ以前は、従前の特例措置が適用されません。

番号	802
特定事業の名称	構造改革特別区域研究開発学校設置事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則第24条第1項、第24条の2、第25条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>第24条第1項 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。)、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。</p> <p>第24条の2 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第25条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。 中学校、高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校についても上記の規定が準用されている。</p>
特例措置の内容	地方公共団体が、憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等の取組を行うことが適切であるものとして、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、構造改革特別区域計画を実施するに当たって適切な期間、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、教育課程の基準全体の見直しの進捗状況を見つつ、平成19年度中の制度改革、平成20年度当初からの実施を目途に全国展開される予定となっています。

番号	813
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	研究交流促進法第11条第1項
特例を講ずべき法令等の現行規定	国が現に行っている研究と密接に関連し、当該研究の効率的推進に特に有益な研究を行う者が、国の試験研究機関等の試験研究施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該試験研究施設の廉価使用を認める。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験研究(以下この表において「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国の機関の試験研究施設を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データのすべてを国に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国に報告する場合についても廉価使用を認める。)措置を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。 2. 当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、「研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出しており、同法案成立後、平成18年7月1日に全国展開される予定となっています。

番号	814
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	研究交流促進法第11条第2項
特例を講ずべき法令等の現行規定	国の試験研究機関等との共同研究施設を当該国の試験研究機関等の敷地内に整備し、当該施設内で研究を行う者が、当該施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該施設に供する敷地の廉価使用を認める。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験研究(以下この表において「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国の機関の敷地を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究又は国が行った研究の成果を活用する研究に必要な試験研究施設を当該国の機関の敷地内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データのすべてを国に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国に報告する場合についても廉価使用を認める。)措置を図る。 1. 当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。 2. 当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、「研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出しており、同法案成立後、平成18年7月1日に全国展開される予定となっています。

番号	815
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	研究交流促進法施行令第9条第1項、第3項 研究交流促進法施行令第10条第1項、第4項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	研究交流促進法第11条に規定する試験研究施設及び土地の廉価使用に際し、各省各庁の長は、当該廉価使用を希望するものを行う研究が当該廉価使用の対象となるものか否かにつき認定を行う。各省各庁の長は、当該認定の際に、財務大臣への協議が必要。
特例措置の内容	地方公共団体が、法第33条に掲げる事業を行うものとして法第4条第8項の規定により内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、研究交流促進法第11条第1項及び第2項に掲げる要件の認定者を各省各庁の長から国の試験研究機関等の長に変更し、かつ、各省各庁の長から財務大臣への協議を要しないこととすることにより、適用認定手続の簡素化及び迅速化を図る。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	国の試験研究機関等の長が認定した結果を各省各庁の長に通知することとする。

* この特例措置は、813及び814の特例の実施に伴う手続を定めるものであるため、813及び814の全国展開(平成18年7月1日施行予定)に伴い、その一環として削除される予定です。

番号	819
特定事業の名称	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する必要がある場合にあっては、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期に無償給与することを可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、802の特例と同時に全国展開される予定となっています。

番号	820(801 - 2)
特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	私立学校法の施行について(昭和25年3月14日文科次官通知)三2、 小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について(平成14年3月29日文科科学 次官通知)第一(9)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	私立学校の設置認可に伴う学校法人の寄附行為(の変更)の認可に当たっては、校地・ 校舎は原則として自己所有であることを求めている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、教育上の特段のニーズ があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該ニーズに 対応した教育を行う学校の設置に伴う学校法人の寄附行為の認可(既存の学校法人の 寄附行為の変更の認可を含む。)に当たっては、学校経営の安定性・継続性が担保でき ると所轄庁である都道府県知事が認める場合に、また、学校設置会社又は学校設置非 営利法人が当該ニーズに対応した教育を行う学校を設置する場合の認可に当たって は、当該地方公共団体が学校経営の安定性・継続性を担保できると認める場合に、そ の校地・校舎の自己所有要件を求める必要がないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い 必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成19年度の設置認可申請からの適用が可能となるよう、平成18年度中に全国展開される予定となっています。

番号	821(801-1)
特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成15年文部科学省告示第41号)第一 (2)及び(4)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	私立大学等の設置認可に伴う学校法人の寄附行為(の変更)の認可に当たっては、校地・校舎は原則として負担附又は借用でないことを求めている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、教育上又は研究上の特段のニーズがあり、かつ当該地域において校地・校舎を自己所有とすることが困難であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該ニーズに対応した教育又は研究を行う大学、大学の学部、学部の学科、大学院(独立大学院に限る。以下同じ。)、大学院の研究科、短期大学、短期大学の学科、高等専門学校又は高等専門学校の学科(以下「大学等」という。)の設置に伴う学校法人の寄附行為の認可(既存の学校法人の寄附行為の変更の認可を含む。)及び学校設置会社が当該ニーズに対応した教育を行う大学等を設置する場合の認可に当たっては、校地・校舎は、負担附又は借用であっても差し支えないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成19年度の設置認可申請からの適用が可能となるよう、平成18年度中に全国展開される予定となっています。

番号	830
特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	教育職員免許法第5条第6項、第9条第2項、第10条第2項、第20条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。 ・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。 ・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。 ・免許状に関して必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。
特例措置の内容	<p>1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第12条第1項に規定する特別の事情、同法第13条第1項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下の(1)から(3)に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第5条第6項、第9条第2項、第10条第2項、第20条及び別表第3は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 構造改革特別区域法第12条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>(2) 同法第13条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>(3) その他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者</p> <p>第5条第6項 免許状は、都道府県の教育委員会(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免許状」という。)にあつては、当該市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。)が授与する。</p> <p>第9条第2項 特別免許状(特例特別免許状を除く。)は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。</p> <p>第10条第2項 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者(当該免許状(特例特別免許状を除く。)を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。以下同じ。)に返納しなければならない。</p> <p>第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則(特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則)で定める。</p> <p>別表第3の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。</p> <p>2. 本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第6項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>3. 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第6項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	906
特定事業の名称	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>(1)「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)第93条、第94条、第95条</p> <p>(2)「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省令第58号)第92条、第93条、第94条 指定障害者デイサービスに関する基準</p> <p>(3)「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省令第58号)第3章第5節第5款 基準該当障害者デイサービスに関する基準</p> <p>(4)「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省令第58号)第3章第3節第5款 基準該当児童デイサービスに関する基準</p>
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>(1)(ア)第93条 指定通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる機能訓練指導員が一以上確保されるために必要と認められる数(略)</p> <p>(イ)第94条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ)第95条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。(略)</p> <p>(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」)</p> <p>(2)(ア)第92条 指定障害者デイサービスの事業を行う者(以下「指定障害者デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定障害者デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 指導員 指定障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者デイサービスの提供に当たる指導員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 介護職員 指定障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者デイサービスの提供に当たり必要と認められる数</p>

2 前項に掲げる指定障害者デイサービス事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、指定障害者デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者デイサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

一 障害者の数が十五人までは、二以上

二 障害者の数が十五人を超えるときは、二に、障害者の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3・4(略)

(イ)第93条 指定障害者デイサービス事業者は、指定障害者デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略)

(ウ)第94条 指定障害者デイサービス事業所は、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定障害者デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えなければならない。(略)

(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」)

(3)(ア)第101条 障害者デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当障害者デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当障害者デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当障害者デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき従業員の員数は、基準該当障害者デイサービスの単位ごとに、次のとおりとする。

一 指導員 基準該当障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者デイサービスの提供に当たる指導員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 介護職員 基準該当障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者デイサービスの提供に当たり必要と認められる数

2 前項に掲げる基準該当障害者デイサービス事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、基準該当障害者デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者デイサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

一 障害者の数が十五人までは、二以上

二 障害者の数が十五人を超えるときは、二に、障害者の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3(略)

(イ)第102条 基準該当障害者デイサービス事業者は、基準該当障害者デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。(略)

(ウ)第103条 基準該当障害者デイサービス事業所には、相談を行う場所、日常生活訓練を行う場所、社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当障害者デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当障害者デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにおいては、前項に掲げる場所のほか、食事を行う場所を確保しなければならない。

3 基準該当障害者デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにおいては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を設けなければならない。

4 前三項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 相談を行う場所 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

二 日常生活訓練を行う場所 訓練に必要な機械器具等を備えること。

三 社会適応訓練を行う場所 訓練に必要な備品等を備えること。

四 作業を行う場所 作業に必要な機械器具等を備えること。

五 食事を行う場所 障害者の食事の提供に支障がない広さを有すること。

六 浴室 障害者の特性に応じたものであること。

5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該基準該当障害者デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害者に対する基準該当障害者デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」)

	<p>(4)(ア)第70条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当児童デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき指導員及び保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 障害児の数が十五人までは、二以上 二 障害児の数が十五人を超えるときは、二に、障害児の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 <p>2 (略)</p> <p>(イ)第71条 基準該当児童デイサービス事業者は、基準該当児童デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ)第72条 基準該当児童デイサービス事業所には、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」)</p>
<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 食堂及び機能訓練室の面積、職員数について介護保険法による指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たし、かつ指定通所介護事業者が障害児関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、知的障害者及び障害児についても指定通所介護を利用できるようにする。</p> <p>2. 障害者自立支援法に基づく指定障害者デイサービス事業者が「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」第92条の基準を満たし、かつ指定障害者デイサービス事業者が障害児関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、障害児が指定障害者デイサービスを利用できるようにする。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>

番号	907-2
特定事業の名称	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	老人福祉法第15条第1項から第5項まで
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>・都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>・市町村及び地方独立行政法人は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域(介護保険法第118条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。)において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、地方公共団体は、当該特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、その設置する特別養護老人ホームの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、次に掲げる基準に適合すると認められる法人にその管理を委託することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホームを管理するために必要な経済的基礎があること。 2. 特別養護老人ホームの管理者が社会的信望を有すること。 3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを管理しようとするものでないこと。 <p>地方公共団体は、管理を委託するに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、地方自治法上の指定管理者制度により実施することで平成18年度中に全国展開のための措置を講ずる予定となっています。

番号	930
特定事業の名称	サテライト型障害者施設設置事業
措置区分	省令・通知
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号) ・指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号) ・知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>障害者支援に係る入所施設について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30人以上の定員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。 ・一の居室の定員は4人以下とし、入所者1人当たりの床面積は、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設にあっては6.6平方メートル以上、身体障害者療護施設にあっては9.9平方メートル以上でなければならない。 ・従業者及びその員数については、施設長、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員、生活支援員、栄養士及び調理員等施設類型ごとに定められた従業者及びその員数を置かなければならない。 ・設備については、居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、洗濯室、相談室、事務室等施設類型ごとに定められた設備を整備しなければならない。 ・廊下の幅については、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設については2.2メートル以上、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設については1.35メートル以上でなければならない。 ・社会福祉法人が入所施設を設置する場合には、原則として、当該事業を行うために直接必要とするすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設(これらの施設のうち、通所による支援のみを行うものを除く。以下「施設本体」と総称する。)の設置者が当該施設本体の入所者を支援するために設ける施設であって当該施設本体と一体的に運営するものについて、次に掲げる基準を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る当該施設(以下「サテライト型施設」という。)は、施設本体と一体のものとして取り扱うことができる。この場合において、当該施設本体及びサテライト型施設の設備及び人員の配置については、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(以下「身体障害者施設最低基準」という。)、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(以下「知的障害者施設最低基準」という。)、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(以下「身体障害者施設指定基準」という。)及び指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(以下「知的障害者施設指定基準」という。)のほか、以下に掲げるサテライト型施設に係る基準によるものとする。</p> <p>なお、サテライト型施設を設置しようとするときは、施設本体の設置者、関係市町村及び関係都道府県は相互に十分な調整を行うことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設本体との密接な連携を確保しつつ、施設本体とは別の場所で運営すること。 二 当該施設の入所者とその家族及び地域住民との交流等の機会が日常的に確保される地域に設置すること。 三 入所定員が四人以上二十人未満であって、施設本体の入所者数を下回るものであること。 四 居室については、次に掲げる基準を満たすものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 定員が一人であること。ただし、入所者の支援に必要と認められる場合は二人とすることができる。この場合においては、静養室を別に設けなければならない。 ロ 一の居室の床面積が十・六平方メートル以上であること。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 ハ 入所定員が八人以上の場合にあっては、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)等により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)を設けるものとする。一のユニットの入居定員は七人以下とする。

	<p>五 常に一人以上の常勤の生活支援員等入所者の支援を適切に行うことができる従業者を置くこと。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. サテライト型施設の廊下の幅については、身体障害者施設最低基準、知的障害者施設最低基準、身体障害者施設指定基準又は知的障害者施設指定基準の規定にかかわらず、既存の建物を転用する場合であって、建物の構造上これらの規定に規定する基準を満たすことが困難であり、かつ、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。この場合においては、入所者の障害の状態等に十分に配慮しなければならない。</p> <p>2. 社会福祉法人がサテライト型施設を設置する場合であって、次に掲げる要件を満たすときは、当該サテライト型施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。</p> <p>(1) 当該社会福祉法人の経営するサテライト型施設及び高齢者支援に係るサテライト型居住施設に関し、その用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計が、当該法人の経営する入所施設の定員の合計の2分の1を超えないこと。</p> <p>(2) 貸与を受けている不動産について、当該サテライト型施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</p> <p>(3) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。</p> <p>(4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成18年10月1日に全国展開される予定となっています。

番号	931
特定事業の名称	入居定員を3人以上7人以下とする指定共同生活援助事業
措置区分	省令・通知
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省令第58号)
特例を講ずべき法令等の現行規定	指定共同生活援助事業(グループホーム)の入居定員は、4人以上7人以下とする。
特例措置の内容	グループホームの利用者に個室を提供するための適当な物件の確保が困難である場合に、地方自治体の障害者計画、地域の物事情及びニーズ等を総合的に勘案し、関係する都道府県及び市町村がやむを得ないと判断する場合には、両者の十分な調整のもと、入居定員を3人以上7人以下とするグループホームの設置を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成18年10月1日に全国展開される予定となっています。

番号	933
特定事業の名称	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第11条第1項、第35条第1項、第46条、第55条第1項、第61条第1項及び第65条 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第124条第1項、第140条の4第1項及び第140条の16第1項 ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第132条第1項、第153条第1項及び第167条第1項 ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第4条第1項第1号、第41条第4項第1号及び第53条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>特別養護老人ホーム、ユニット型特別養護老人ホーム、一部ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、入所者及び入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>・指定短期入所生活介護事業所、ユニット型指定短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>・指定介護予防短期入所生活介護事業所、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>・介護老人保健施設、ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、2階建ての特別養護老人ホーム等について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特別養護老人ホーム等については、準耐火建築物とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入所者が円滑に避難可能な避難経路を2階から地上に通ずるよう屋外に確保すること。 2. 火災の際に、当該避難経路を利用して円滑な避難が可能となるよう適切な訓練を定期的に行うこと。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1101
特定事業の名称	再生資源を利用したアルコール製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	アルコール事業法第9条、第10条、第21条から第30条、第35条から第37条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	アルコールの販売、使用をする者は、アルコール事業法に基づく許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者(製造を含む。)は、アルコール事業法に基づく帳簿記載、定期報告を行う必要がある。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が設定する特区又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等(資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。)又は副産物(同法第2条第2項に規定する副産物をいう。)であって主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものについて、これを再生資源(同法第2条第4項に規定する再生資源をいう。)として利用して、当該特区において製造事業者(アルコール事業法第3条第1項の許可を受けた者をいう。)が製造するアルコール(同法第2条第1項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。)については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、アルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節及び第4節(第21条から第30条)並びに第35条から第37条までの規定は適用しないこととする。</p> <p>なお、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして、経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものとは、アルコールの製造工程において、経済産業省令で定める化学物質(例えばメタノール)が、同省令で定める数量以上混和されたアルコールが、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないアルコールの製造設備により製造されると経済産業大臣が認めるアルコールをいう。また、経済産業省令で定める化学物質を指定する数量以上混和する装置が、アルコールの製造設備に設置されていることを確認するため、地方公共団体が構造改革特別区域計画の認定を申請する際に混和装置の配置図及び同装置の構造図を添えて提出することが必要。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1102
特定事業の名称	中心市街地における商業の活性化事業
措置区分	法律、省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大規模小売店舗立地法第5条第4項、第6条第4項、第8条、第9条 大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項第4号から第12号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出(同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))の規定による届出を含む。)に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更の実施制限、関係者からの意見聴取、都道府県等意見の表明、勧告・公表手続及び上記届出への書類添付。
特例措置の内容	<p>1. 都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市を含む。以下同じ。)が、その設定する特区が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第7条第1項に規定する特定中心市街地の区域のうち大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより商業の活性化を図ることが特に必要な区域であるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出(同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))の規定による届出を含む。)に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更については、同法第5条第4項、第6条第4項、第8条及び第9条の規定を、適用しないこととする。</p> <p>また、上記の届出には、施行規則第4条第1項第4号から第12号に掲げる書類の添付を不要とする。</p> <p>2. 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、特区に係る構造改革特別区域計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。</p> <p>3. 都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、当該特区の存する市町村と協議しなければならない。</p> <p>4. 都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画の案を作成するに際し、必要に応じ、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の者からの意見聴取を行うものとする。例えば公聴会の開催が考えられる。</p> <p>5. 都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画についての認定を申請しようとするときは、あらかじめ、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により、当該構造改革特別区域計画の案を公告し、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>6. 構造改革特別区域計画の案の公告があったときは、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の者は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された特区に係る構造改革特別区域計画の案について、都道府県に意見を提出することができる。</p>
同意の要件	法第35条で定める所定の手続にのっとっていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案」を第164回国会に提出しており、法案が成立した場合には、平成18年度中(公布の日から3ヶ月以内)に全国展開される予定となっています。

番号	1131(1143)
特定事業の名称	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則第2条(試験の科目等)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則第2条の定めるところにより、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知识(以下「免除対象科目」という。)が課せられている。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の1.から4.に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による初級システムアドミニストレータ試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座(以下「認定講座」という。)を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。 1. 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 2. 修了認定の基準 3. 修了認定に係る試験の実施方法 4. 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験項目
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項1.から4.の内容について、現行の規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること
特例措置に伴い必要となる手続き	認定講座を開設した者(以下「開設者」という。)は、修了認定に係る試験を実施するに当たって、次の1.又は2.の手続を行わなければならない。 また、開設者は認定講座の修了を認めたと者の、氏名、生年月日、修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。))が情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあっては、機構)に通知しなければならない。 1. 修了認定に係る試験に使用する問題について、経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。 2. 修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)から提供を受ける場合にあっては、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。

* この特例措置のうち、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)から提供を受ける講座で、かつ、修了認定の基準に民間資格の取得を含まない講座の特例については、平成18年7月中に全国展開される予定となっております。

番号	1132(1144)
特定事業の名称	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則第2条(試験の科目等)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	基本情報技術者試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則第2条の定めるところにより、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの開発に関する共通的知识(以下「免除対象科目」という。)が課せられている。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の1.から4.に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による基本情報技術者試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座(以下「認定講座」という。)を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。 1. 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 2. 修了認定の基準 3. 修了認定に係る試験の実施方法 4. 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験項目
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項1.から4.の内容について、現行の規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること
特例措置に伴い必要となる手続き	認定講座を開設した者(以下「開設者」という。)は、修了認定に係る試験を実施するに当たって、次の1.又は2.の手続を行わなければならない。 また、開設者は認定講座の修了を認めた者の、氏名、生年月日、修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。))が情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあっては、機構)に通知しなければならない。 1. 修了認定に係る試験に使用する問題について、経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。 2. 修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)から提供を受ける場合にあっては、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。

* この特例措置のうち、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)から提供を受ける講座で、かつ、修了認定の基準に民間資格の取得を含まない講座の特例については、平成18年7月中に全国展開される予定となっております。

番号	1141
特定事業の名称	移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	工業再配置促進法施行令第一条の基準を定める省令
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	工業再配置促進法施行令第一条に規定する移転促進地域から除く区域を指定するに当たり、雇用の状況の改善を図る必要がある区域として、必要となる基準を定めている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて構造改革特別区域法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域においては、次の各号の基準を工業再配置促進法施行令(昭和47年政令第383号)第一条の経済産業省令で定める基準とみなす。</p> <p>一 過去五年間における当該構造改革特別区域内に居住する求職者の数に対する当該構造改革特別区域内に所在する事業所に係る求人の数の比率(以下この号において「地域求人倍率」という。)の月平均値が同期間における全国の求職者の数に対する求人の数の比率の月平均値以下であり、かつ、過去六か月間において地域求人倍率が急激に上昇する傾向にないこと。</p> <p>二 工業の集積が有する機能を活用して事業者の交流又は連携による地域経済の活性化を図ることにより当該構造改革特別区域において雇用の機会の創出が見込まれ、かつ、そのために当該地方公共団体が必要な施策を講じようとしていること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* 「工業再配置促進法を廃止する法律案」を第164回国会に提出しており、法案が成立した場合、この特例措置については、法律の公布日(施行日)に廃止する予定となっております。

番号	1203
特定事業の名称	特定埠頭運営効率化推進事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	港湾法第54条第1項、第54条の2第1項 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項、第5条第1項 沖縄振興特別措置法第108条第6項、第8項
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>港湾法(昭和25年法律第218号)(抜粋)</p> <p>第54条 前条に規定する場合のほか、第52条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設(港湾の管理運営に必要な土地を含む。)は、国土交通大臣(国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条の規定による普通財産については財務大臣)において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>第54条の2 港湾管理者が設立されたときは、その時において国の所有又は管理に属する港湾施設で、一般公衆の利用に供するため必要なもの(航行補助施設を除く。)は、港湾管理者に譲渡し、貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和26年法律第73号)(抜粋)</p> <p>第4条</p> <p>2 前条第1項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物(前項の規定により譲渡するものを除く。)のうち、公用のため国において必要なものを除き、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、これを港湾管理者に管理を委託しなければならない。</p> <p>第5条 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設(航行補助施設を除く。)は、公用のため国において必要なものを除き、これを港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抜粋)</p> <p>第108条</p> <p>6 第1項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物(公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。)のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。</p> <p>8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設(航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。)は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内の港湾(港湾法第2条第2項に規定する重要港湾に限る。以下同じ。)において、特定埠頭(同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設、臨港交通施設、旅客施設、保管施設、港湾管理施設等をいう。以下同じ。)の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するもの(コンテナ船により運送されるコンテナ貨物、ロールオン・ロールオフ船により運送される貨物又は自動車航送船により運送される自動車若しくは旅客を取り扱う特定埠頭を運営する事業。以下「特定埠頭運営効率化推進事業」という。)のうち、当該港湾の港湾管理者(同法第2条第1項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。)が当該港湾の港湾計画(同法第3条の3第1項に規定する港湾計画をいう。)に適合すること、当該港湾の効率的な運営に特に資するものであると認められること、適正かつ確実に遂行するために適切なものであること、必要な経済的基礎を有すること等の要件に該当するものと認めた者(以下「事業者」という。)が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法第18条第1項又は地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。)である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる。</p> <p>2. 上記1.の規定による貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用しない。</p> <p>3. 国有財産法第21条、第23条及び第24条並びに地方自治法第238条の2第2項及び第238条の5第3項から第5項までの規定は、上記1.の規定による貸付けについて準用する。</p>

	<p>4. 上記1.の規定により港湾管理者が行政財産である特定埠頭を事業者に貸し付ける場合における港湾法第46条第1項の「港湾管理者は、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が3年の期間内である場合はこの限りでない。」の規定の適用については、同項中「、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が3年の期間内である場合」とあるのは、「貸付けを受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、かつ、その貸付けが3年の期間内である場合、又は法第4条第8項の規定により認定(法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合」とする。</p> <p>5. 港湾管理者は、特定埠頭を貸し付ける者が上記1.の要件に該当するものと認めるに当たっては、公告、縦覧、意見書の提出等公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 上記5.に定めるもののほか、港湾管理者は、特定埠頭の貸付けに当たり、特定埠頭の貸付けを受けることとなった事業者の氏名又は名称、事業の概要、事業者の選定経緯等を公表するとともに、特定埠頭貸付契約において、契約解除条項、港湾管理者による報告徴収等に関する条項等を規定しなければならない。</p>
同意の要件	法第22条で定める所定の手続にのっとっていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出しており、法案が成立した場合には、平成18年10月1日に全国展開される予定となっています。

番号	1206(1216)
特定事業の名称	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送法第80条第1項
特例を講ずべき法令等の現行規定	自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
特例措置の内容	「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)に基づく福祉有償運送について、地方公共団体が、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、同通知に定める使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、「道路運送法等の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出しており、法案が成立した場合には、平成18年度中に全国展開される予定となっています。

番号	1208
特定事業の名称	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	公有水面埋立法第27条第1項、第29条第1項
特例を講ずべき法令等の現行規定	埋立地は、免許どおりの処分、土地利用がなされるよう担保する必要がある、安易な権利の移転・設定、用途変更は認められるものではないことから、造成後にやむを得ず権利の移転・設定、用途変更を行う場合には、利権化及び乱開発の防止の観点から埋立地の適正な利用を確保するため、公有水面埋立法第27条第1項及び第29条第1項の規定により竣功認可の告示後10年間は、免許権者(都道府県知事又は港湾管理者)の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い当該構造改革特別区域内の港湾における公有水面の埋立てに係る公有水面埋立法第22条第2項に規定する竣功認可の告示がされている埋立地(以下「特定埋立地」という。)の全部又は一部が現に相当期間にわたり同法第11条若しくは第13条の2第2項の規定により告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定埋立地の全部について、同法第27条第1項中「10年間」とあるのは「5年間」と、同法第29条第1項中「10年内」とあるのは「5年内」とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出しており、法案が成立した場合には、平成18年10月1日に全国展開される予定となっています。

番号	1304(1305)
特定事業の名称	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2 平成9年12月厚生省告示第258号(環境大臣が定める一般廃棄物) 平成9年12月厚生省告示第259号(再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。</p> <p>ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物又は産業廃棄物の焼却に伴って生じたもの その他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの</p> <p>通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 現状環境大臣が特例の対象として定めている廃棄物は以下のとおり。 (1)環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年12月厚生省告示第258号) 廃ゴム製品(ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。) 廃プラスチック類 廃肉骨粉(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。)</p> <p>(2)再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物(平成9年12月厚生省告示第259号) 廃ゴム製品(ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。) 汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、抗基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造等の過程で生じる専らシリコンを含む排水の過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。) 廃プラスチック類 廃肉骨粉(化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。)</p> <p>2. 特例の対象として環境大臣が定めた廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の4第10号及び第6条の5第11号並びに第12条の12の4第10号及び第12条の12の5第11号の規定に基づく再生利用の内容等の基準は別に環境大臣が定める。現状環境大臣が特例の対象として定めている再生利用の内容等の基準は以下のとおり。 (1)廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準(平成18年環境省告示第77号) 廃ゴム製品の再生利用の内容については、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等、また、廃ゴム製品に含まれる鉄を鉄鋼製品の原材料として使用し、再生品である鉄鋼製品の利用が確実に見込まれるものであること等 (2)廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準(平成15年環境省告示第25号) 廃プラスチックの再生利用の内容については、異物の除去等の前処理を行い高炉で用いる還元剤が製造され、その還元剤が高炉の鉄鉱石を還元するために利用されるものであること等 (3)廃肉骨粉等に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成13年環境省告示第56号) 廃肉骨粉の再生利用の内容については、廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等 (4)汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第261号) 汚泥の再生利用の内容については、高規格堤防の築造材として用いるための再生品として使用し、一定の品質の再生品を得ることができるものであること等</p>

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制(関係者の同意、流入規制(当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。))を自ら設けていないとして内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、特定の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とすることができる。</p> <p>2. 特例の対象となる特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)は次のとおりとする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> <p>(1) 廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合</p> <p>(2) 容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合</p>
<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>